

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
KX-019	国産HAPSに必要な調査研究	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和10年3月30日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年2月24日（火）（10：30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年1月27日（火）12：00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
1～2人	1	

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省

令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11. その他

(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

(4) 入札に関する条件 仕様書4.3(1)～(4)に定める本業務の実施体制並びに仕様書6(4)(a)～(c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること

（提出期限：令和8年 1月 29日（木） 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）

(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 2月 19日（木）までに、下記担当者必着分を有効とする。

(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

適合条件

1. 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) HAPS の飛行に関する知見を持ち、商用サービスに向けた事業計画を有する事業者であること。
- b) 自社事業を前提に、成層圏にて固定翼型 HAPS を飛行させた状態で実証した経験を有すること。また、実証に関連した飛行では、当該 HAPS が連続一ヶ月以上成層圏を飛行させた実績を持つこと。なお、遠隔操縦または自動操縦を行う航空機の設計・製造経験、運用経験のいずれかを3年以上有する人員を複数名擁すること。
- c) HAPS を国内に飛行させるための法令諸規則の知見を有し、HAPS の機体登録経験を有すること。
- d) HAPS における通信に関する知見を有すること。

2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

- a) 書類の形式
1 の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するものとする。
- b) 提出部数
各1部
- c) 提出期限
令和8年1月29日（木）
- d) 虚偽がないものとする。
- e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。
- f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の17時15分までとする。

仕様書

品 件 名	国産HAPSに必要な調査研究	作成年月日	令和7年12月17日
		作成部課名	防衛政策局戦略企画参事官

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、将来の国産 HAPS（High Altitude Platform Station：成層圏プラットフォーム）実現に向けた調査研究（以下、「本調査」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	HAPS	成層圏（高度約20km）に滞空する無人航空機や飛行船などのプラットフォームを用いて、地上に向けて広域な無線通信等のサービスを提供するシステムのこと。地上の基地局や衛星とは異なる非地上系ネットワーク（NTN：Non-Terrestrial Network）の一つ。
2	無人航空機	構造上、人が乗ることができない航空機のうち、遠隔操作または自動操縦によって飛行させることができるもの。
3	HAPSの機体登録	構造上、人が乗ることができない航空機のうち、遠隔操作または自動操縦によって飛行させることができるもの。
4	EO	可視光を利用した撮像センサー。
5	IR	赤外線を利用し、昼夜を問わず熱源を検知するセンサー。
6	SAR	電波を使って地表や海面を撮影するセンサー。

2. 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

2. 1 引用文書

- a) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）及び同関連規則
- b) 不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）及び同関連規則
- c) 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）及び同関連規則
- d) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防衛庁（事）第 137 号。令和 4 年 3 月 31 日。以下「情報セキュリティ通達」という。）
- e) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和 7 年 1 月 28 日閣議決定)
- f) 研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和 48 年防衛庁訓令第 49 号）
- g) 研究委託性のある請負契約等における知的財産の取り扱いについて（装技振第 7243 号 31.3.29）

2. 2 関連文書

- a) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)及び同関連規則
- b) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて(通達)(防防調第 4608 号(19.4.27))
- c) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)

3. 本調査に対する要求

3. 1 本調査の背景

防衛省・自衛隊における HAPS の利用については、特に離島や僻地における通信手段の高速化や冗長性の確保、部隊の機動展開能力の向上のための手段の一つと考えられており、海外製の HAPS を利用した実証を令和 5 年度から実証中である。

他方、現行の海外製 HAPS は日本の日照条件、気象条件に最適化されておらず離着陸における制約も多いため、日本の成層圏環境において年間を通して運用が可能な HAPS 機体とその運用が必要となっている。

3. 2 本調査の目的

本調査は、将来の国産 HAPS 運用に向け、技術・体制・制度面の課題を調査し、実現可能性に向けた評価と技術的課題を抽出することを目的とする。また、HAPS 関連技術/機体を保持する国内企業/機関の既存技術をベースに、本調査および評価を行うことを基本とする。

3. 3 本調査の要求事項

本調査の要求事項は以下に示す。

- (1) 契約相手方は、3. 1 項、3. 2 項、3. 4 項の要求仕様に即して、契約相手方が 3. 5 項の実施計画書に基づき調査、要件定義を行うものとする。
- (2) 契約相手方は、(1) の結果についての分析及び評価を踏まえ、その内容を 3. 7 項に示す成果報告会にて説明するものとする。

3. 4 要求仕様

本調査の要求仕様は以下に示す。

(1) 要素技術に関する調査

要素技術の調査は、日本の気候や気象条件(中緯度日照、偏西風、四季)に合った国産 HAPS 製造に必要なものとし、以下を含むこと。

- HAPS の構造に関するもの (軽量かつ高強度の機体設計、成層圏への耐性等)
- HAPS の自律飛行/制御に関するもの
- HAPS の動力に関するもの (ソーラー/バッテリー/エンジン等)
- ミッションペイロードに関するもの (通信/センシング機器等)

なお、運用技術に関するもの (HAPS に最適な国内離発着場の条件や候補地、地勢・気象・空域に関する条件、制度/運行管理) についても考慮すること。

(2) HAPS の技術開発動向および企業の調査/評価

(3) 防衛省・自衛隊におけるユースケースの調査/評価

ユースケースの調査は、HAPS 導入及び運用に関するコスト含む評価も合わせて

実施すること。

(4) 要件定義

(1)~(3)を踏まえて、以下の観点で国産HAPSの開発に必要な要件定義をすること。

- ユースケース設定と要求仕様の明確化(運用シナリオの定義、要求性能の抽出等)
- 機体構造・システム要件の定義(機体システム構成、制御・通信機能等)
- ペイロード要件(通信ペイロードの仕様策定、EO/IR・SARの仕様策定、データ処理・解析要件等)
- 地表面から成層圏環境にかけての対応(環境条件の評価等)
- 無人機システムの要件(地上システム、機上システムおよびデータリンク系統等に求める性能・仕様等)
- コスト・スケジュール(コスト算出、リスク評価、開発や導入計画等)

(5) (4)で定義した要件を満たすために必要な一部要素技術の評価

- 要素試験による実現性評価

3. 5 実施計画書の作成

契約相手方は、契約締結後速やかに、本調査に関する実施計画書(実施体制図、仕様書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、再委託(外注)先等を含む。)を官側に提出し、承認を得るものとする。

3. 6 官民調整会の実施

契約相手方は、官側と調整の上、月1回程度を基準に、官民調整会を実施し、3.4要求仕様を調査・検討をしていくうえでの進捗状況、課題並びに対策、要素技術の評価の方向性について調整するものとする。契約相手方は、官民調整会終了後、速やかに議事録を官側にデータで提出すること。官民調整会の実施場所は防衛省市ヶ谷地区を基準とする。官民調整会の資料は、契約相手方が調整会の場に持参するとともに、会議後官側にデータを提出すること。

3. 7 成果報告会の実施

契約相手方は、表2に示す成果報告会を実施するものとする。また、成果報告会議事録を作成し、1部を電子データで官に送付するものとする。

表2 成果報告会 実施概要

名称	実施場所	実施時期	備考
成果報告会	防衛省市ヶ谷地区 (基準)	令和10年3月 (基準)	報告書は a)~d)の注釈に従って作成のこと

- a) 調査、要素技術の評価結果について整理して報告するものとする。
- b) 官側からの指摘事項については最終報告書に反映するものとする。
- c) 使用する資料はMicrosoft® Word、同Excel、同PowerPointの2016バージョンと互換性のある形式を使用して作成するとともに電子データ(CD-R又はDVD)にて提出すること。
- d) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、通信工学及び宇宙工学の知見を有さない者等にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。

3. 8 提出書類は表3の通りとする。

表3 提出書類

名称	数量	提出場所	提出時期	備考
業務実施者名簿	2部	防衛政策局 戦略企画参事官	契約締結後速やかに (変更があった場合はその都度)	
実施計画書			契約締結後速やかに	
官民調整会資料			官民調整会時	
官民調整会議事録			官民調整会後速やかに	
成果報告書			令和10年3月	
成果報告会資料				
成果報告会議事録				

- a) 官側からの指摘事項について、提出書類に反映するものとする。
- b) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、知見を有さない者にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。
- c) 取材先及び協力先がある場合は、そのリストを掲載するものとする。
- d) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。また、これらの標記の方法については、国際安全保障学会の執筆要綱に準拠するものとする。
- e) 不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。
- f) 仕様書は、部外の求めに応じて開示することがあり得るので、取材先及び協力先との関係等の理由で開示が不適当な事項については、不適当である理由を別途とりまとめて1部提出するものとする。
- g) 設計書、仕様書は、A4版で製本し、表紙及び背表紙にタイトルを印刷すること。また、市販ソフトウェアで閲覧編集可能な形式で電子データ（CD-RまたはDVD-R）にて提出するものとする。

3. 9 納入品は表4の通りとする。

表4 納入品

番号	名称	数量	納入場所	納期	備考
1	最終報告書	2部	防衛政策局 戦略企画参事官	令和10年3月30日 まで	1部は電子 媒体にて 提出

4. 本役務に関する要求

4. 1 契約期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 30 日までの期間とする。

4. 2 実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町 5 - 1）、及び官の指定する場所とする。

4. 3 役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- (1) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全並びに知的財産の保護を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- (2) 前記(1)の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- (3) 上記(1)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- (4) 上記(1)の業務従事者のうち 1 名以上が、HAPS あるいは無人航空機や無人航空機運用システムの設計・製造経験、運用経験等の業務に、合計 3 年以上従事した経験を有すること。

4. 4 契約相手方の要件

契約相手方は、本調査の実施に当たって次の体制を確保していること。

- (1) HAPS の飛行に関する知見を持ち、商用サービスに向けた事業計画を有する事業者であること。
- (2) 自社事業を前提に、成層圏にて固定翼型 HAPS を飛行させた状態で実証した経験を有すること。また、実証に関連した飛行では、当該 HAPS が連続一ヶ月以上成層圏を飛行させた実績を持つこと。なお、遠隔操縦または自動操縦を行う航空機の設計・製造経験、運用経験のいずれかを 3 年以上有する人員を複数名擁すること。
- (3) HAPS を国内に飛行させるための法令諸規則の知見を有し、HAPS の機体登録経験を有すること。
- (4) HAPS における通信に関する知見を有すること。

5. 品質保証

5. 1 監督・検査

監督・検査は、本仕様書に基づき戦略企画参事官付の支出負担行為担当官等補助者が実施するものとする。

6. その他

6. 1 情報保全

- (1) 契約相手方は、資料及び物件の取扱いに当たっては細心の注意を払い、官から貸付を受けた資料等について、当該作業後、速やかに返却するものとする。
- (2) 業務従事者は、業務従事者名簿に記載された者に限定するものとする。
- (3) 契約相手方は、秘密情報の取り扱いを行う場合は、契約相手方の秘密保全規則等に基づき、秘密の保護措置を確実に行うものとする。
- (4) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。また、保護すべき情報の細部については、表5のとおりとする。
 - (a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - (b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - (c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

表 5 保護すべき情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	成果報告書	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書 3.4 項 (3) 項における「防衛省・自衛隊におけるユースケースの調査」に関する情報 仕様書 3.4 項 (4) 項要件定義における「運用シナリオ」に関する情報 仕様書 6.2 項 官側の支援 における「官側の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合」に該当する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推される場合は保護の対象とする 検討中資料において、官から提供された保護すべき情報が類推できるものについては、保護すべき情報としての取扱いが必要 企業において作成する情報から、官から提供された「保護すべき情報」が類推できる場合は、その作成された情報は、保護すべき情報となることに留意する。
2	今後の具体的政策・運用構想に係る情報	<ul style="list-style-type: none"> 防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報 	
3	官より提供された関連情報において、「対外厳秘」、「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「部分開示」、「一部非開示」、「機密性 2」が記載（外国語表記による相当の指定を含む。）された情報	-	

6. 2 官側の支援

契約相手方は、この契約を履行するにあたり、官側の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官側の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

6. 3 器材等

契約相手方は、本調査研究及び要素技術の評価に必要な器材等を準備するものとする。

ただし、契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区で本業務を実施する上で必要な場合には、官側と調整の上、器材の貸付等を受けることができるものとする。

6. 4 発生材の処置等

本役務により生じた発生材は、官と調整のうえ、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

6. 5 知的財産権及びその他の権利

- a) 契約相手方は、本調査の履行に際して、第三者が有する知的財産権を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 提出書類に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定される著作権をいう。以下同じ。）は官側に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本調査の以前から所有している著作権についてはこの限りではない。また、契約相手方は著作者人格権（同項に規定される著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。
- c) 契約相手方は、本調査の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を有するものを適法に利用して、提出書類を作成することができるものとする。この場合において、前号の規定にかかわらず契約相手方が著作権を官側に移転できないときは、当該部分にその旨を明示するものとする。
- d) 提出書類に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- e) 契約相手方が、前項に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。
- f) 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

6. 6 その他の事項

- a) 官側又は契約相手方は、本調査中に発生した事故等に起因する損害について、相手方の責めに帰すべき理由によるものである場合を除き、相互に損害賠償の請求を行わないものとする。
- b) 官側又は契約相手方は、本調査中に発生した事故等に起因する損害について、第三者に損害を与えた場合、その賠償の責任については、損害に対する寄与度等を考慮し、相互に協議して決定する。
- c) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議

するものとする。

- d) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	防戦第9号（令和7年12月17日）		
	調 達 要 求 番 号	—		
	調 達 要 求 年 月 日	令和7年12月17日		
	作 成 部 課	防衛政策局戦略企画参事官		
	作 成 年 月	令和7年12月17日		
品 名	国産HAPSに必要な調査研究			
仕 様 書 番 号	—			
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p>				
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考	
<ul style="list-style-type: none"> 成果報告書 今後の具体的政策・運用構想に係る情報 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書3.4項（3）項における「防衛省・自衛隊におけるユースケースの調査」に関する情報 仕様書3.4項（4）項要件定義における「運用シナリオ」に関する情報 仕様書6.2項 官側の支援における「官側の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合」に該当する情報 防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推される場合は保護の対象とする 検討中資料において、官から提供された保護すべき情報が類推できるものについては、保護すべき情報としての取扱いが必要 企業において作成する情報から、官から提供された「保護すべき情報」が類推できる場合は、その作成された情報は、保護すべき情報となることに留意する。 		

<p>・官より提供された関連情報において、「対外厳秘」，「注意」，「記入後注意」，「部内限り」，「非開示」，「一部開示」，「部分開示」，「一部非開示」，「機密性2」が記載（外国語表記による相当の指定を含む。）された情報</p>			
---	--	--	--

3 特記事項

なし